令和５年度第３回大阪府教育行政評価審議会　議事概要

※□内は委員から事前聴取した意見

１　日時　　令和５年８月９日（水）10:00～11:45

２　場所　　府庁別館６階　委員会議室

３　出席委員　　明石会長、小田副会長、梅田委員、木原委員、長井委員、𠮷野委員

４　議事概要

（１）審議

基本方針１について

○　資料１－１「点検及び評価調書（案） 基本方針１　市町村とともに小・中学校の教育力を充実します」により、事務局から説明。

○　資料１－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜具体的取組1　小・中学校の学校力向上へ向けた重点支援＞  「中学生チャレンジテスト」、「小学生すくすくウオッチ」及び「全国学力・学習状況調査」の結果分析等を踏まえ、「学校づくり」と「授業改善」の観点から学校力向上に向け、課題解決に一定の成果を上げているが、学力や児童生徒の生活面等に課題のある学校については、どのような課題があり、今後の取組みの方向についてどのように考えているか伺いたい。 |

＜事務局＞

　今年度の学力・学習状況調査の府全体の結果からは、どの校種・教科においても、情報を正しく読み取り、論理的に考え記述することに課題が見られた。

　一方で、各市町村・各学校における学力課題は様々であり、府としては各市町村小中１校ずつに加配教員を配置し、「確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」として、それぞれの市町村における学力課題の解決に取り組み、成果を域内に普及・発信することで、域内の学力向上につなげられるようにしている。

　「確かな学びをはぐくむ学校づくり推進校」では域内教員に対して、全クラスの公開授業と取組みの報告を行うこととしており、今後も各市町村の課題に沿った取組みが、課題のある学校も含めた域内各校に普及するよう、指導・助言していく。

＜委員＞

学校よって学力向上の成果を上げているところと課題のあるところとの二極化傾向が懸念される。文科省の学力分析では、課題解決に向けて自分で考え、まとめるなどの主体的な学びの授業に取り組んでいるところは、非常に学習効果が上がっているという傾向が見られた。

今後も、一斉型授業だけでなく、課題解決や主体性を高めるような授業形態を支援していってほしい。

主体性を育む授業は、一斉授業に比べて時間も手間もかかるため、先生方にとっては教材作成等の負担もあると思うが、授業改善を通じて学力向上がより一層推進するよう指導していってほしい。

|  |
| --- |
| ＜具体的取組４ 授業改善への支援＞  授業力向上に向けた研修は推進されていると承知しているが、不登校、いじめ、支援が必要な児童生徒への対応、学力等の教育課題の根幹を考えると、「わかる授業づくり」は最重要課題であると考えられる。各校種における教員に、「誰もがわかる授業づくり」に向けたプロ意識を醸成していく、授業改善への支援をさらに強化していくことを期待しているが、見解を伺いたい。 |

＜事務局＞

教員が教育のプロとして、すべての児童・生徒がわかる・できるようになる授業づくりを進めることは重要である。府教育センターでは、各校種の「授業づくり」の研修において、受講者がまず理論を学び、それを踏まえて実践を行い、その実践を検証して授業改善につなげるなど、理論と実践の往還を重視している。特に、検証回においては、各学校において実施した授業実践に関する自身の成果と課題を振り返り、授業改善につなげていくために受講者どうしの対話型の演習等も行っている。また、受講者が自身の学びを深めるだけでなく、その学びの成果を校内や域内に効果的に発信するよう伝えている。あわせて、校内での授業研究の支援を学校の管理職や市町村教育委員会の指導主事と連携して行っている。

さらに、市町村教育委員会の指導主事に対しても、各校の授業研究において効果的な指導・助言・支援ができるように学習会を実施している。また、市町村教育委員会が域内で研修の機会を持つ際には積極的に指導助言を行い、より効果的な研修となるよう市町村にも出向きながら支援を行っている。

今後も、受講者のニーズを踏まえつつ、以上のような取組みを充実させることで、すべての児童・生徒がわかる・できるようになる授業づくりへの支援を強化してまいりたい。

＜委員＞

授業作りや授業改善に取組んで、徹底してやっているところは、子どもが何をわかっていないのか、どうすればわかるのかということを、子どもの視点で考えていくという意味では、不登校やいじめなど様々な教育課題の根幹がずいぶん解決あるいは軽減されているということも経験してきた。

授業が一番根幹になるという意味で、そういった取組みを進めていただけるよう、さらに強化してほしい。

|  |
| --- |
| ＜具体的取組13 校種間の連携の強化＞  残念ながら、令和3年度に続き、令和4年度及び令和5年度当初に関して、計画策定時の目標値をかなり下回っています。令和4年度の実施内容の表記では「同じ中学校区内の教員全員が、児童生徒の教育方針等を共有し、学習規律の統一や共同で授業研究を行うなど、学校全体で校種間連携を深める取組みが進みつつある。」と記されていますが、この内容は別事業「合同研修等による教員間の連携強化」に関するものであると思われます。今後、人事異動等を伴う連携を増やすべきなのか、そうであればどのような手だてが望まれるのかについて、見解を伺いたい。 |

＜事務局＞

　委員からご指摘いただいている通り、「具体的取組13：校種間の連携の強化」の項目において、計画策定時の目標値を下回る結果となった。

　「人事異動等」には、「兼務」と「人事異動」、「人事交流」が含まれるが、このうち、目標を下回った原因となったのは「兼務」の大幅な減少によるものである。

　小中間連携に効果があると見込んで進めようと考えていた小中学校間の「兼務」だったが、府教育庁として、市町村教育委員会に小中学校間における積極的な兼務の活用を働きかけてきたにもかかわらず、教員の人材育成の観点からは他校種についての経験をしっかり積むことができる「人事異動」に及ばないこと等から、計画策定時以降減少しつづけたことに加え、令和2年度当初より令和4年度当初にかけては、コロナ禍により「人流の抑制」等、学校間で教員が日常的に移動することが難しくなったことで大幅に減少した。

　計画策定時には410名だったものが、令和４年度は142名、令和5年度当初はやや増加したものの163名と少なくなっている。

　「令和4年度の実施内容」として記載の「同じ中学校区内の教員全員が、児童生徒の教育方針等を共有し、学習規律の統一や共同で授業研究を行うなど、学校全体で校種間連携を深める取組みが進みつつある。」は、校種間の連携強化のために、「兼務」に代わる取組みとして令和3年度から新たに進めてきたもの。

　一方で、各校種間における異動を伴う人事交流については、府立学校長及び市町村教育委員会との密接な連携のもと計画的に人事異動を行うことができている。

　「人事異動」、「人事交流」に限れば、計画策定時の計36名に対して、令和4年度実績は計64名、令和5年度当初も計52名と、大きく上回っている。

　校種間の連携と人材育成の両観点から、校種間の人事異動は重要だと考えており、小中高及び支援学校の校種間において府立学校長及び市町村教育委員会と密接な連携のもと、引き続き人事異動を推進していく。

　このための手立てとしては、専科加配等の活用や、小中いきいき枠採用の複数校種免許保持者や支援学校免許保持者の積極的な校種間異動を考えている。

　兼務数の減少に伴って取組みを進めてきた、同じ中学校区内の教員による児童生徒の教育方針等を共有や、学習規律の統一、共同での授業研究の実施など、学校全体で校種間連携を深める取組みをさらに進めることと併せて行うことで、校種間の連携を強化していきたい。

＜委員＞

色々な取組みを考えているということはわかった。

表記として、12ページの実施内容はこのままなのか。今ご説明いただいたような表現に変わるのか。

＜事務局＞

先ほど説明した内容のとおり、兼務に代わるやり方としてこの手法をとっているため、表現的にはこのままでと考えているが、如何か。

＜委員＞

その場合、♦の二つ目の内容に違和感がある。先ほど口頭でご説明いただいたような人事に関わる様々な取組みや、その構想が記された後、「なお～」書きでこの♦の二つめの内容となるならわかるが、このままでは、ごまかしているように見える。

＜事務局＞

委員のご意見を踏まえ、記載内容を検討する。

＜委員＞

校種間の人事交流は、子どもの学びや成長過程を理解する上でとても重要なことである。

以前、幼稚園の先生が、「小学校現場からすると、1年生の子どもは幼く見えるかもしれませんが、幼稚園からすると、あの子たちは年長さんで何でもできたお兄ちゃんお姉ちゃんなのです。」また、小学校の先生が、「中学校現場からすると、中1の生徒は非常に幼く感じられるかもしれませんが、小学校からすると、昨年度は最高学年の6年生で、いろんな学校行事を仕切っていた頼もしい存在なのです。」と言っていたのが印象に残っている。

子どもたちは、それぞれの年齢を生きるので、指導する教員が、子どもの継続的な成長過程を見ていくという意味でも、校種間の人事交流はとても大事な課題であると思うので、木原委員からの指摘も踏まえて引き続き検討をお願いする。

＜意見まとめ＞

1点め、学力向上に向けた取組みについて、学力や児童生徒の生活の課題など、様々な厳しい課題のある学校における支援が必要であり、学力向上も含めたより強力な取組みを推進してほしいとの意見に対し、事務局から、今後とも取り組んでいきたいという見解。

２点め、小田副会長からは、わかる授業づくりは授業改善の根幹であるというご指摘があった。

授業づくりは教員の本務であり、楽しい学校作りの基本は、わかる喜びであり、授業である。今後とも、授業改善に対する支援を一層進めていってほしいとの意見。

３点め、木原委員から校種間で連携した人事交流を促し、教員の取組みをより強化してほしいとの指摘があった。12ページの表記の文言からは、そうした事務局の取組みが少しわかりにくいところがあるので、人事交流の取組みや構想など、よりわかりやすい表現にしてほしいとの意見があり、事務局から検討するとの回答があった。

基本方針４について

○　資料２－１「点検及び評価調書（案）　基本方針４　子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」により、事務局から説明。

○　資料２－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜具体的取組68　キャリア教育の推進＞  ＜具体的取組77　人権教育の推進（指標28・29）＞  「子どもたちの豊かでたくましい人間性をはぐくみます」とありますが、最近の若者を見ていると、「コロナ禍」や「スマートフォンの普及」等の影響かもしれないが、人と積極的に関わり、主体的に将来の生き方を切り拓いていく力が弱まっているのではないかと感じるが、この点について、どのような対策を考えているか伺いたい。 |

＜事務局＞

　大阪府では、キャリア教育の観点から「わくわく・どきどきSDGsジュニアプロジェクト」を実施している。これは、万博博覧会協会の「2025年日本国際博覧会協会教育プログラム」を活用し、地域や社会の課題を解決に向けて他者と協働しながら探究的な学習に取り組むもの。

　本取組みでは、SDGsの学習をした小中学生が、 17のゴールの中から自分たちの身近な地域等にある課題を見出し、その課題解決に向けてグループで意見を出し合いながら「すべてのいのちが輝くためのアイデア」を考えていく。中学校では、自分たちが考えたアイデアをさらにブラッシュアップするために、企業の方に向けて発表を行い、アドバイスをいただくアイデアミーティングを実施する。その中で、企業が行っているSDGsに係る活動等を紹介いただくとともに、企業の理念や働く方の思いを伝えていただくことで、生徒が自分自身の将来を展望することにつながっている。

　次年度以降、府内すべての小中学校で実施することをめざしており、本取組みを通して、子どもたちに仲間と協働する力や主体的に社会へ参画する力などを育んでいきたい。

【人との関わり】

　府立高校においては、様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な探究の時間、特別活動等、あらゆる教育活動において人権教育を計画的・総合的に推進しているところ。

　具体的な取組みのひとつとして、府立高校では、「安全で安心な学校づくり推進事業」において、共同研究校19校、共同研究員・研究協力員197人の体制により、今日的な人権教育に係る課題を踏まえ、研究交流会議や全府立学校が参加するテーマ別研修会等のさまざまな機会をとらえ、府立学校における人権教育の充実に努めている。

　それら取組みの結果、「高校・高等部での学習を通して『自分を大切にする』気持ちが高まった」、「高校・高等部での学習を通して『人間関係』の大切さを学んだ」と回答した府立学校生の割合は一定水準を維持しており、今後も教育活動全体を通じて一人ひとりの人権が大切にされる学校づくりに取り組んでいく。

【主体的な将来の生き方】

　府立高校においては、生徒が自己の在り方・生き方を考え、主体的に進路選択をすることができるよう、学校の教育活動全体を通じ、組織的かつ計画的な進路指導・キャリア教育を行うよう指示しているところ。

　具体的な取組みのひとつとして、学びのプロセスを記述し、振り返ることができるポートフォリオ「キャリアパスポート」を全ての府立高校で作成している。このキャリアパスポートを活用することにより、学びを蓄積し、自己の将来とのつながりを見通しながら、必要に応じて振り返ることにより、主体的に学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成の育成に努めている。

　今後、キャリアパスポート等を活用した好事例を収集・発信することで各学校での活用を促してまいる。

＜委員＞

例えばＳＤＧｓの取り組みで、グループワークで意見を出し合ったり、相手の話を聞くということは、本当に良い取組みだと思っている。

先日、プログラミング教室を見学させてもらった。授業のなかでは、1人でやらないで、2・3人でチームを作ってプログラミングに取り組んでいた。そこではPDCAを回したり、意見を求めたりする必要があるが、見ていると、子どもでも一生懸命話をして参加していて、非常にいいと思ったし、ＳＤＧｓのグループワークでも、年齢問わず色々な意見が出ており、やはり積極的に発言していくということをしっかり学んでいると感じた。

コロナ禍の３年間で、挨拶をしないとか、大きい声で話さないなど、民間でも入社１年め～３年めの若者にそのような傾向が見られる。現在の高校１年～３年生も、文化祭や体育祭がなかったり、外部との交流もなかったりという環境だったと思うので、今後に向けて、他者とのコミュニケーションなど、教育現場でも改めてその必要性を学ぶような取組みをお願いしたい。

＜委員＞

コロナ禍の3年数ヶ月、非接触型の生活が日常化して、子どもの運動的な「体力」だけではなく、忍耐の「耐力」や、人と繋がる連帯の「帯力」などの低下が指摘されている。事務局からの説明にもあったように、子どもたちの学びと育みをより高めるために主体的なキャリア教育などの取組みを一層推進していただきたい。

|  |
| --- |
| ＜豊かなつながりの中での家庭教育支援（重点取組40）＞  ＜具体的取組69　地域と連携した体験活動の推進＞  ここでは生物多様性センター（府立）での取組みについて、イベントの開催や来場者数を目標としているが、この他の府立施設における同様の取組みについても伺いたい。 |

＜事務局＞

府立少年自然の家では、指定管理者が主体となり地域と連携したイベント等を開催している。例えば、令和４年度は、地元貝塚市民の方により親しんでもらうために、「秋たっぷりDAY」を実施した。内容としては、貝塚市消防の協力を得て、子どもが喜ぶ消防車展示と放水実演、地元で採れる野菜の販売、木の工作やレクリエーションなどの自然体験活動を行ない30組・92名が参加した。

　また、イベント等の開催にあたっては、チラシの作成・配付や、貝塚市広報誌への掲載、SNSでの発信、過去利用者へDMを送るなど、積極的な周知に努めている。

＜事務局＞

　府立弥生文化博物館、近つ飛鳥博物館ともに、指定管理者制度を導入し、地域と連携したイベント等を開催している。

　令和４年度の実績として、府立弥生文化博物館では、定例的な展示会や講演会以外にも、子ども向けのイベントとして毎月第３土曜日を「子どもファーストデイ」として、ワークショップ等を実施したり、学校教育との連携として、校外学習の受入れや（45校）、学芸員らが学校に出向いて行う出前授業や体験学習を実施した（計50回）。また「出かける博物館事業」として大型商業施設や他の博物館等における出張展示や出張体験学習等により、子どもを含め多くの方に歴史に触れてもらう機会を提供した。

　同様に、府立近つ飛鳥博物館でも、定例的な展示会以外にも、「子どもファーストデイ」の実施や、校外学習の受入れ（約20校）、出前授業や体験学習を実施した。また「出かける博物館事業」として、同じくワークショップ等を実施した。

　また、近つ飛鳥風土記の丘においても、例えば新たな取組みとして「風土記の丘　古墳体験ツアー」など、小中学生を対象とした参加体験型のイベントを行った。

　SNS等の活用のほか、両館とも小中学校や高等学校等に対して案内活動を積極的に行い、実績をあげていきたい。

＜委員＞

　この資料の中で、生物多様性センターの取組みしか指標になかったので、他で何かやっているのかを知りたかった。思った以上に多くの取組みをしていただいたので、ありがたく思っている。今後ともよろしくお願いする。

|  |
| --- |
| ＜具体的取組77　人権教育の推進＞  人権に関する理解を深め、すべての人々の人権を尊重し、お互いの大切さを認め合う態度や行動力を育む人権教育の推進は重要であると考える。この間、府内の小・中学校における人権教育に関する研究授業や人権教育教材集等を活用した研修、人権教育フォーラム等の実施を通じて一定の成果を上げているが、人権教育の課題や今後の方向について、どのように考えているか伺いたい。 |

＜事務局＞

　子どもたちをとりまく状況の変化としてSNS等インターネットを活用した不特定多数の人々との交流や、動画配信等による情報過多が挙げられる。これらにより、間違った情報を鵜呑みにし、それが偏見につながったり他者を誹謗中傷したりするということが、子どもたちの生活の中にも広がってきている。

　また、コロナ禍により、いっそう子どもたちはコミュニケーションの場を奪われ、他者の痛みに共感する機会が減少している。今一度、当事者との出会いを含めた、価値共感的側面での取組みが重要になってくると考えている。

　本年４月に「こども基本法」が施行され、改めて「子どもの意見表明権」にわれわれは着目している。今まで以上に子どもたちの思いや願いを丁寧に引き出していくことが、自己肯定感や自己有用感を育み、今の社会の状況をより良く変えていくことができるという展望につながると考えている。

　そのような日々の営みの中で、自他の人権を守るために、思いやりややさしさだけで終わらない実践的行動力が育まれていくということを、人権教育フォーラムや実践研究協議会を始めとする様々な場面で市町村教育委員会及び教職員に対して伝えていく。

＜事務局＞

　大阪府では、現在、教職員の大量退職・採用による世代交代が加速している。そのような中、経験豊富な先生方が築いてきた人権教育の取組みを経験の少ない先生方にいかに継承していくか、そして、その先生方がこれから学校の中心となって、子どもたちを取り巻く今日的な状況等も踏まえながら、新たな人権教育の取組みをいかに創り出していくかが課題。

　そのため、例えば、同和問題に関する教職員研修については、令和２年度からは府立学校を対象に年間を通じ複数回の悉皆研修を実施し、その内容を踏まえて、全ての府立学校で同和問題に関する校内研修を行っている。また、各学校が人権教育を積極的に推し進めることができるよう、研究団体等と連携し、「安全で安心な学校づくり推進事業」の研究交流会議や全府立学校が参加するテーマ別研修会等のさまざまな機会をとらえ、府立学校における人権教育の充実に努めてまいる。

＜委員＞

　「8月や6日、9日、15日」という句がある。今日は78年めの長崎の原爆の日。戦争は過去の問題ではなく、「最大の人権侵害」であるという認識のもと、人権尊重が今一番ホットに問われている課題と思うので、人権教育のより一層の充実・発展に尽力してほしい。

|  |
| --- |
| ＜具体的取組81　いじめ解決に向けた総合的な取組みの推進＞  学校におけるいじめの問題は、とても複雑で根が深い問題だと思う。多くの取組みを実施していただき感謝している。具体的取組81の目標が「いじめの解消率100%」となっているが、この場合の『いじめ』と『いじめ解消』の定義はどのようになっているか。何をもって解消としているのか、ご教示いただきたい。 |

＜事務局＞

　「いじめ」については、「いじめ防止対策推進法」第二条により、「児童等に対して、当該児童等が在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット等を通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義づけられている。よって、被害を受けた子どもが「心身の苦痛」を感じたものはすべて「いじめ」として認知することが必要。

　「いじめの解消」については、国の「いじめ防止基本方針」により、「いじめが解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある、と示されている。

　１つめが、「いじめに係る行為が止んでいる状態が相当の期間継続していること、この相当の期間とは少なくとも3か月をめやすとする」とされている。

　２つめが、「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと、いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する」とされている。

　よって、いじめ解消に向けては、丁寧な対応やプランが必要であり、また、解消したからといって対応が終わりでなく、その後の再発防止の取組みを継続することが必要である。

いじめが生起してから３か月にわたって経過観察が必要であるため、最終学年の１月以降に認知された事案は性質上、カウントされず、100％にはならないが、めざすべき指標としては100％にすべきと考え、そのように目標を定めているところ。

＜委員＞

なかなか解消・解決というのは大きな課題だと思うが、今ご説明があったように、引き続き粘り強く努力していってほしい。

|  |
| --- |
| ＜具体的取組83　福祉や警察など関係機関の連携による取組みの推進＞  スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーによる多角的なケア、またその取組みに感謝している。  いじめや不登校といった問題は、いわゆる被害側のケアと同時に加害側のケアも大切だと思う。加害側（とされる）児童・生徒の加害行動には家庭や人間関係等の「悩み」が発端になっている場合があると思うが、他職種と連携したチームで取り組む際に、これらについてはどの程度まで踏み込んだ取組みが可能なのかご教示いただきたい。（市区町村の管轄となるのかもしれないが、例えばヤングケアラーとなった生徒のフラストレーションが加害行動の原因となっていた場合、被害側のケアと同時に、加害側の家庭へ福祉のサポートを斡旋する等といった、教育行政以外との連携はあるか） |

＜事務局＞

　例えば、いじめの加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の抱える問題等、いじめ行為に至った背景について明確にすることや、当該児童生徒に自らの行為の悪質性を理解させ、人格の成長に向けた指導の必要性について、国の「いじめ防止基本方針」に示されている。

　そのためには、加害児童生徒が加害行為を行った要因について分析する必要があり、その際に心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーと連携して進めることで、より深い分析につながり、必要な指導や対処も明確になる。加害児童生徒に対して行う指導等については、保護者の協力を得ながら、関係機関と連携して行うよう、国の「いじめ防止基本方針」にも明示されているところ。

　また、この間、深刻ないじめ重大事態が全国的に増加し、学校のみで対応が困難であることを踏まえ、犯罪に相当するいじめ事案を含むいじめ対応において、警察への速やかな相談・通報の徹底を行うことや、日常的に警察との連携体制を構築するよう、令和5年2月に国から通知された。

　府においても、加害児童生徒のいじめ加害の内容や行為に至った状況等への見立てから、必要に応じて警察を始めとする関係機関と連携することを、研修等の機会を通じて指導助言を行っていく。

＜委員＞

いじめについて、具体的な事例として聞くことも多い。その時に、なぜ加害行動に出たのかというところには、単純ではない問題が隠れていることが結構あった。ヤングケアラーという問題も、例えば家族の中で、祖父母をケアすることは一つの家族関係の形でもあるが、子どもからしたら負担である。そうことに対して、行政など他の機関はどの程度介入できるのかという疑問があった。また、保護者が「うちは必要ない」と言ってしまったら、子どもまでは届かない、という問題もある。そのようなときに、どこまで踏み込めるのか。SC（スクールカウンセラー）の方であるとかソーシャルワーカーの方は活動はしていただいてると思うが、もっと積極的に介入する方法はあるのか。もしくはそういう手立ては今後持てるのか、という点が気になった。

例えば今後、高齢者の方が増えてくると、例に挙げたヤングケアラーというケースはおそらく増えてくるのではないか。ヤングケアラーだけでなく、友達同士の人間関係や親子関係などの問題に対して、それぞれの専門家の方が、おせっかいと思えるくらいでも踏み込むことは可能なのかという点が気になった。

＜事務局＞

保護者の方々にそのように考えていただけることは、学校にとっては非常にありがたく、連携できるポイントだと思う。

学校がどこまで家庭の課題に入っていけるかというと、当然これは限界があると思っている。

ヤングケアラーの課題や虐待の課題もそうだが、やはり学校がどこまで発見できるかというところについては、様々な手立ても含めてやっていくということがまず重要である。その上で、福祉の専門家であるSSW（スクールソーシャルワーカー）などを活用して、いかに市町村の福祉に繋げていくかというようなことが、今後関係機関との連携というところでは非常に大きいと思っており、学校として精一杯頑張っていくということが今後大事だと思っている。

|  |
| --- |
| ＜基本方針４全体に向けた要望＞  計画策定時と今では子どもたちのメンタリティが変わってきていると感じている。スマートフォンやSNS利用の低年齢化による人間関係の構築方法の変化、インターネット検索やAIの利用による「情報を得る」・「思考する」というプロセスの変化、クリックひとつで大量の娯楽コンテンツが受動的に手に入る現在の状況において、例えば読書のような能動的な学びを児童・生徒が選んでいくだろうか等、これからの子どもたちを考えていくにあたり、この点についてのアプローチが必要ではないかと思う。 |

＜事務局＞

　委員ご指摘のとおり、計画策定当時と比較して、子どもたちや教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しています。社会の変化が加速度を増し、複雑で予測困難となってきている中、子どもたち自身が自分の良さや可能性を認識するとともに、多様な人々と協働しながら豊かな人生を切り拓いていけるよう、子どもたちの資質・能力を育成することが求められています。

　現在、委員の皆様には「第１次大阪府教育振興基本計画」の進捗について、点検及び評価のご審議をいただいております。大阪府では、教育において、時代を超えて変わらない価値のあるものについては、しっかりとその取組みを継承し、時代の変化とともに変えていく必要があるものについては不断の改革を進めることが重要との考えのもと、「第２次大阪府教育振興基本計画」を令和5年３月に策定したところです。

　今後、第２次計画のもと、これまでの成果をより伸ばしつつ、ご指摘いただいた点を含め、課題を解決していくことのできる多彩で柔軟な、特色・魅力ある教育を提供する施策等を進めてまいります。

＜委員＞

先ほどの基本方針1で教育力の話題が出て、この基本方針4で人間性や学力、コミュニケーション力、各種の体力の話などが出たが、そういったすべてのものにインターネットやSNSが影響を及ぼしてるように思う。

民間のアンケートでは、今の時代、子どもが初めてインターネットに触れる年齢は何歳かという問いがあり、これは今0歳からとなっている。

これは、親が子どもが泣くとYouTubeを見せるため、この年齢になっている。我々の感覚では、思春期ぐらいに自分で機器を持ってからインターネットに興味を持つと思っていたが、今ちょっと違うようだ。例えば教育現場でもICT化を進めたり、行政の手続きにもAI化を導入したりというような社会の動きもあり、端末を子どもたちみんなが1台1台持つというのが常識となってきた変化もあって、今の大人ではわからないような状況がこれから出てきてしまうのではないか。

授業でGoogle検索で答えを出そうというような授業をした場合、例えば先ほどあった複数の課題を組み合わせて思考するということはやりにくくなるのかもしれない。直線的な回答の求め方をするのが普通と捉えてしまうかもしれない。

今、我々の想像がつかないことが起こるのではないかという不安があるので、今後の教育振興基本計画の中に、そういった人間性を育むところでアプローチを考えてほしい。それは必ずしもその内容を強制しようということではないが、今は共存するというか、メリットデメリットを自覚して認知してやっていくべき課題になっていくという考えなので、その点要望しておく。

＜意見まとめ＞

1点めは、梅田委員から、人との関わる力が弱まっているのではないかという現状を踏まえ、主体的に自分の人生を切り拓いていく、そういう教育のありようについての意見。

特にＳＧＤｓのグループワークの学習やチームでのプログラミング教室を見るにつけ、非常に有効な学習の取組みであるという指摘。

2点めは、吉野委員から、生物多様性センター以外の府立の施設の取り組みについて現状を聞きたいとの意見に対して、貝塚市、和泉市、河南町などの府立の施設でも積極的に地域や学校が参加できるイベント等を開催しているという回答。

3点めは人権教育の課題について、私の方から質問をさせていただいた。特に多様化や複雑化している人権課題について、人権尊重の教育は教育の根幹に関わることであり、今後とも充実した取り組みに努めてまいりたいとの見解。

4、５、６点めの吉野委員からのご意見に関して、まず、いじめについての定義と解消については、いじめがない状態が３ヶ月以上の改善継続されていることと、心身の苦痛を感じないことが一つの目安であるという事務局からの回答があった。

また、加害の子どもの背景にあるものとして、例えばPTAの立場から思うに家庭でのヤングケアラーの課題など、様々な課題を抱えて加害に回っている子どもがいるとすれば、専門家のカウンセリングなどのケアが必要ではないかという意見があった。いじめの加害、被害に関わらず、子どもの成長という教育的な観点から今後も指導に努めてほしい。

最後に吉野委員から要望として、今日、ネットやSNSについて0歳から触れるような時代になってきており、そういう意味では、非常に不安を感じる昨今の状況であり、ネット社会のメリットやデメリットを踏まえて、豊かな人間性を育む教育の推進をしていただきたいという要望が出された。

基本方針７について

○　資料３－１「点検及び評価調書（案）　基本方針７　学校の組織力向上と開かれた学校づくりをすすめます」により、事務局から説明。

○　資料３－２により、委員の意見について、事務局から説明。

○　審議

|  |
| --- |
| ＜具体的取組115　学校経営計画の策定によるPDCAサイクルに基づく学校経営の確立＞  ＜具体的取組116　予算面等における校長のマネジメント強化＞  ＜具体的取組117 「チームとしての学校」整備と校長がリーダーシップを発揮できる組織体制の確立＞  これらの「校長マネジメントによる学校経営の推進」に関わる取組みは、府立学校だけでなく、府下の小中学校を対象とすることが望まれる。その実現や充実に向けて、府立学校に対するアプローチに加えて、どのようなものを実施・構想しているか伺いたい。 |

＜事務局＞

　市町村教育委員会に対する指導助言事項の「第５章 力と熱意を備えた教員と学校組織づくり」の中で「学校の組織力の向上」として、校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ちあう同僚性を高めつつ、一体となって学校組織のマネジメントを進めていくよう、各校へ指導助言するよう示している。とりわけ、取組みの重点として、学校経営方針や教育目標等の周知、共有化、今日的な課題への対応を視野に入れた様々な職種の専門性が発揮できる組織体制の見直し、教職員の心理的安全性の確保、経歴・背景の多様性への考慮等を挙げている。

　また、府主催の「地域とともにある学校づくり連絡会」において、市町村教育委員会の担当者に対し、学校評価等を効果的に活用した学校組織マネジメントについて、指導助言を行っている。

＜委員＞

今後内容的に、現状の取組みだけでなく、具体的取組115、116にあたるような内容の事業を企画運営できると、なお市町村立学校の学校長のマネジメント力が高まると思う。予算化についても考えてもらって、学校園長が色々な能力を高めないと、様々な施策が結局学校で具体化されなくなってしまうので、校長マネジメント力を高める事業施策というものの強化を市町村立学校に向けても何か支援できればと思う。

＜意見まとめ＞

市町村における学校管理職のマネジメント能力を向上させるために、何か事業として具体的な企画・運営を図れないかということを視野に入れながら検討していただきたい。

**■閉会**

〇　全体を通して会長よりご意見がないか委員へ確認。意見なし。

○　閉会にあたり、大阪府を代表し、教育監よりあいさつ。

＜事務局＞

委員のみなさまには、３回にわたる審議会にてそれぞれの専門性を活かした貴重なご意見をいただくとともに、活発なご審議をいただき、心より感謝申し上げる。いただいたご意見については、「審議結果」として報告書に記載し、府議会の９月定例会に報告するとともに、今後も、この審議会を通じて、PDCAサイクルを回し、点検評価の目的である「効果的な教育行政の推進」と「住民への説明責任」に努めていきたい。

第１次計画に対する点検評価は、今年度が最後になる。

来年度以降は、後継計画である「第２次大阪府教育振興基本計画」についてご審議いただくことになる。これまでの委員意見を踏まえ、効果的な教育行政の推進に努めてまいる。

引き続き、本府の教育行政へのお力添えを賜りますよう、お願い申しあげる。

〇　閉会